

地方公共団体財政健全化法に係る 健全化判断比率などの状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、本町においても平成28年度決算について算定した財政指標について、広報紙と町のホームページで数値を公表します。

また、平成20年度から義務付けられた計画策定に係る早期健全化基準や財政再生基準については、平成28年度決算では基準内の数値となっています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
弟子屈町の数値	－(※)	－(※)	13.4%	136.5%	－(※)
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	(経営健全化基準) 20.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%		

※ 実質赤字比率は-2.07%、連結実質赤字比率は-3.87%と算定されていますが、国からの通知により赤字比率がマイナスとなる場合は「-」で表示することとなっているため表記のとおりとします。また、連結実質赤字比率の中に含まれる公営企業会計(水道事業会計・下水道事業特別会計)に係る資金不足比率においても、それぞれ-85.6%、-0.3%となっていますが、同じく「-」で報告をしています。

【早期健全化基準および財政再生基準とは？】

財政の早期健全化基準を超えてしまった場合は、財政健全化計画を策定し、数値が基準内となるように自主的な改善努力を行うこととなります。具体的には事業を縮小したり、収入増のため町民の皆さんに使用料や手数料の値上げによる負担をお願いすることなどが考えられます。

財政の再生基準を超えてしまった場合は、国などの関与による確実な財政再生を行うこととなります。財政健全化計画の策定はもちろんのこと、地方債の借入れも制限され、新たな事業を行うことは難しくなります。また、国などの指導による再生となるため、町民の皆さんには相当な負担増が予想されます。

【今後の見通し】

現在のところ本町においては、上の表のとおり早期健全化基準などを超えておらず、今後についても基準を超えることは想定していません。しかし、財政状況が非常に厳しい状態であることには変わりがないため、引き続き徹底した歳出削減、歳入確保に努めていく必要があります。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

総合防災訓練を行います

防災ワンポイントコーナー

日時／11月14日(火) 10時～13時

場所／硫黄山レストハウス・川湯駅前交流センター・川湯農村センター

11月14日(火) 10時～13時、硫黄山レストハウス、川湯駅前交流センター、川湯農村センターで、アトサヌプリ(硫黄山)が水蒸気噴火したことを想定した総合防災訓練を行います。

訓練日の9時頃、消防のスピーカで訓練であることが予告されます。10時過ぎには消防のスピーカを通じてJアラートが鳴り、緊急速報メールの受信設定をされている携帯電話をお持ちの方には、大きな音とともに火山噴火に関する緊急速報メールが着信します。

硫黄山レストハウス周辺、川湯駅前周辺および川湯温泉街では、警察・消防・自衛隊の車両が国道、道道、町道を往来しますので、ご注意ください。

訓練は当日参加も可能ですが、事前に川湯地区連合自治会の各自治会内に申し込みをお願いします。

時間	訓練の概要
9時30分～	消防のスピーカによる訓練の事前予告
10時～10時40分	噴火発表、Jアラート・緊急速報メール、硫黄山レストハウス観光客の避難(自衛隊車両による輸送)、川湯駅前住民への避難指示(川湯駅前交流センターに一時集合)～自衛隊車両による避難者輸送
10時20分～10時40分	川湯市街地住民の自主避難(川湯農村センター)
10時50分～12時40分	避難所での受付～防災研修(N T TおよびN T Tドコモによる災害時伝言サービスに関する講習)、自衛隊炊出し食の試食
12時40分～	解散～避難者の輸送



消防団による避難広報



自衛隊車両による避難者輸送



自衛隊の炊出し食の配食

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

ハロウィンジャンボ宝くじ 1等・前後賞合わせて 5億円!

◆発売期間／10月11日(水)～31日(火)まで(売り切れ次第、発売終了)

◆抽選日／11月9日(木)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。

(町内では購入できません)



問い合わせ先／役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

森林伐採には森林法の規定による届け出が必要な場合があります

「自分が所有する山の木なら自由に切ってもいい」と思っている森林所有者の方はいらっしゃいませんか？
たとえ、あなたの山でも、森林を伐採するときは、市町村森林整備計画に従った適切な施策を確保するため、森林法の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要となることがあります。

届出は、保安林を除く地域森林計画対象民有林について、伐採を始める90～30日前までに届出書(伐採面積・伐採期間・伐採の方法・伐採後の造林樹種・造林方法など)を役場農林課林務係に提出してください。

☐問い合わせ先／役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)まで。